



山中湖 花の都公園
(撮影 野村)

消費税・インボイス制度（わかりやすく言うと）

消費税は、事業者が消費者から預かった消費税を納税するもので、事業者が納税義務者であるが、その負担者はあくまで消費者である。そして、消費税額の計算は、消費者から「預かった消費税」から「支払った消費税」を引いて納付する「前段階税額控除方式」により納税義務者である事業者が国に納めている。(詳細は次ページ参照)

一口に「預かった消費税から支払った消費税を引く」といっても、納付すべき消費税額は、その対象品目によって、課税、非課税、対象外、輸出免税等何種類にも分類して計算することに加え、資料の保存も要求されるため、事業者の事務の負担量がかなり大きい。これを配慮して売上高が1,000万円以下の小規模事業者は、「免税」という特例があるために、消費者が負担した消費税額より納税される消費税額が少なくなり、事業者の利益となる「益税」が生じることも消費税の特徴である。

今般導入されるインボイス制度は、インボイス登録事業者が、国が発行した登録番号が付されたインボイス(適格請求書)を交付し、かつ、その請求書や領収書と帳簿を保存しなければならないというものである。登録番号がないと、買い手側は消費税の控除を受けることができない。

国は、将来的にすべての請求書に登録番号が付され、制度によって生じる「益税」を排除しようとしている。

インボイス制度の導入により、登録番号を取得して消費税の課税業者になるべきかどうか、免税事業者の多くが悩んでいる。インボイス制度の導入後、取引相手がインボイス適用業者としか取引しなくなる場合や、消費税分の値引きを提案された場合を考えると、彼らにとっては死活問題である。仕事のために登録番号を取得すると消費税を支払わなければならない、免税事業者のままでは、仕事を取るのが難しく報酬も減らされるというデメリットを受け入れなければならない。消費税の負担が重荷にならないかどうかは、売上の金額、得意先の消費税の計算方法や取引の関係性にもより、判断の基準は一定ではない。

「益税」が排除されるこの制度導入の、その先に待っているものは、税負担に苦しめられて小規模事業者が次々と廃業し、地域の経済を大企業が総取りする未来か。それとも、税金と適度につきあいつつ、積み上げてきた腕前への信頼で小規模事業者も大企業とともに生き残っていける未来か。

それは、「今」の私たちの選択にかかっている。

(所長 宇久田進治)



必見

どうなる!? インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」がスタートします。

インボイス制度の下では、事前に税務署に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書(インボイス)等を保存することが、消費税を申告納付するときの仕入税額控除の要件となります。

「免税事業者の方」「免税事業者になる予定の方」「免税事業者とお取引のある方」特にご注意ください!

■そもそも消費税の納税の仕組みとは？



- ① 材料業者がめいぐるみの材料を製造業者(当社)に 7,700 円で販売
→材料業者納税額…700 円(売上の消費税 700 円－仕入れ 0 円と仮定)
- ② 製造業者(当社)が作っためいぐるみを小売業者に 11,000 円で販売
→製造業者(当社)納税額…300 円(売上の消費税 1,000 円－仕入れの消費税 700 円)
- ③ 小売業者がめいぐるみを消費者に 14,300 円で販売
→小売業者納税額…300 円(売上の消費税 1,300 円－仕入れの消費税 1,000 円)

重要!

☆消費者が負担した消費税 1,300 円が、①～③により計 1,300 円納税されることになります。

これが「原則課税方式」と呼ばれる原則的な納税の仕組みです。

なお消費税には大きく 2 つの計算方式があり、比較的売上規模の小さい中小事業者のみに認められた簡便的な計算方法である「簡易課税方式」も存在します。

簡易課税方式は紙面の都合で今回は説明を割愛しています。

■当社が免税事業者だった場合はどうなる？

(2期前の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者は個人法人問わず免税事業者となり、消費税の納税義務はありません)

これまでは…**300 円の納税義務はないので、利益になっています。**

これからは…**インボイス制度が開始されるにあたり、いろいろと検討することがあります。**

ポイント

→次ページへ!

いよいよインボイス制度が始まったあとのことを考えていきます。

■ 適格請求書発行事業者として登録を受けると消費税の課税事業者になるので、登録をせずに免税事業者を継続するか？

→ 売上先(B社)は当社(A社)からの仕入に対する消費税分 1,000 円を納税額から控除できなくなるので、

- ・ 売上先からインボイス申請を求められた場合どうする？
- ・ 請求書に消費税 1,000 円と記載して売上先とトラブルになったりしないか？
- ・ 請求書の表示の仕方はどうしたらよいか？ 税込金額のみにしたほうがよい？
- ・ 売上先から現在の販売金額(税込 11,000 円)を減額するよう求められたらどうする？
- ・ 一方で、当面の間は一定の経過措置※もあるから、すぐ過度な税負担にはならなさそうだが、？

注意

※インボイス制度導入後、適格請求書発行事業者以外からの仕入れも、3 年間は 80%、その後 3 年間は 50%の仕入税額控除が可能です。

個々の事業者によって、また、それぞれの売上先の状況によって対応は異なってくるかと思えます。

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、令和 5 年 3 月末までに税務署に申請する必要があります。弊所からも徐々に申請を進めております。

特に「ご自身が免税事業者の方」、「免税事業者先との取引のある方」は慎重な判断が重要です。ご検討の際は宇久田会計担当者まで、どうぞお早めにご相談ください。

(業務支援事業班)

まとめ

モラロジー(最高道徳)とわたし

日頃からモラロジーに触れる機会が多いのですが、「最高道徳」と言われると未だに「？」。

そこで、もう少し身近なところで「道徳」を探してみたところ、小学校の教材として長きにわたり読まれている小説を見つけました。それは、「星野君の二塁打」(吉田甲子太郎著、1947 年)です。チャンスで打順が回ってきた星野少年が、監督のバントの指示に従わず、二塁打でチームの勝利に貢献したものの、罰として監督から大会の出場を禁じられるというストーリーは、ご記憶にありますか？



初版では、監督の問いかけに対して星野君が出場禁止に異存はないと答えますが、最新の教科書では、この部分は削除され、星野君はうつむくだけです。話の大筋は同じですが、結末が大きく変わっています。戦後間もない初版では、良い成果を得られたとしても指示に背くべきではないという結論をはっきりと示していました。これに対し、現代版では、子どもたちに「これで良かったのか？」を多角的に考えさせます。学校の道徳教育は時の流れと共に随分変わったのだということはこの小説から感じることができました。

道徳とは、時代に応じて変化するものに対し、最高道徳は、時間の経過とともに変わりゆくものではなく、時代、世代を超えて存在する道徳であると私は理解しています。

(野村敦子)



【ご案内】モラロジー生涯学習セミナー ～道徳で人と社会を幸せに～

日時:令和4年10月22日(土)13:00～17:00 (受付:12:30～)

会場:藤沢商工会館ミナパーク3階会議室
(住所:藤沢市藤沢607番地1)

講師:公益財団法人モラロジー道徳教育財団
モラロジー生涯学習講師
杉角光枝講師、浅野峰之講師

参加費:1,000円(消費税含) テキスト:「心新たに生きる」
※テキストお持ちの方は持参ください

主催:公益財団法人モラロジー道徳教育財団

後援:文部科学省、藤沢市教育委員会

運営:藤沢モラロジー事務所 代表世話人 宇久田 進治
TEL0466-53-6677

お申込みやお問い合わせはお気軽にご連絡ください。

生涯学習
セミナー
ご案内

“道徳の力” 育てませんか?

私たちは、生きがいや喜びあふれる幸せな人生を求めて生活しています。日常の中で出会う課題や困難も、道徳の力を育てることにより、より良い解決策が見つかるかもしれません。
生涯学習セミナーでは“道徳の力”に焦点を当て、講師の体験や事例を交えながら、日常生活における悩みや不安に対処するための手がかりを学びます。

学び
共感
気づき

公益財団法人
主催/モラロジー道徳教育財団 後援/文部科学省
〒277-8634 千葉県市川市五反田1-1

10月カレンダー

11日 9月分源泉所得税・9月分特別徴収住民税 納付期限

※納付の漏れがないか確認をお願いします。



宇久田会計 毎週恒例「朝塾」

毎週火曜始業前の15分間の勉強会を続けています。

9月のうち第1087回のテーマは「預借率って知っていますか」でした。

職員全員の持ち回りです。税務会計、経済・経営、教養、哲学、そしてクイズ、世間の話など、種々雑多です。何よりスピーチの話材探しが学びです。

「預借率」はある顧問先様から寄せられた質問です。顧問先からの学びが私たちを成長させてくれます。お互い学びあって成長できれば良いですね。 (所長)

(※預借率:借入金と割引手形に対する現金預金の割合で、自社の返済能力や借入余力を表す指標です。)



問はず
がたりSHINJI

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾
しばらくお休みいたします。



毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

